

東京都北区民営自転車駐車場助成要綱

(目的)

第1 この要綱は、東京都北区自転車の放置防止に関する条例（昭和58年12月東京都北区条例第24号。以下「条例」という。）第18条の2の規定に基づき、民営自転車駐車場の助成について、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、この要綱において民営自転車駐車場とは、自転車のみを駐車させるもののほか、原動機付き自転車を駐車させるものも含むものとする。

(助成対象者)

第2 助成の対象となる者は、民営自転車駐車場の設置者で、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 自転車駐車場の設置が自転車の放置防止に寄与すると認められること。
- (2) 自転車駐車場の位置が鉄道駅からおおむね300メートル以内の地域にあること。
- (3) 自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ自転車が有効に駐車できるものであること。
- (4) 自転車の収容能力がおおむね50台以上あり、主として通勤または通学のため、住居と自転車駐車場との往復に利用する者の自転車を収容する施設であること。
- (5) 当該自転車駐車場が6年以上継続して運営されること。

(助成の種類)

第3 助成の種類は、自転車駐車場建設時に助成する建設費助成と、建設後3年間に限って運営費を助成する運営費助成とする。

(助成方法及び助成金額)

第4 助成は、助成金の交付をもって行い、助成額は別表に基づき算出した額とする。

(助成金の交付申請)

第5 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、民営自転車駐車場助成金交付申請書（第1号様式）を区長に提出しなければ

ならない。

第6 区長は、前条の規定により申請があったときは、当該内容を審査し、
適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、民営自転車駐車場助成金
交付決定通知書（第2号様式）により、また、助成金を交付しないこと
に決定したときは、民営自転車駐車場助成金不交付決定通知書（第3号
様式）により、当該申請者に通知する。

（助成事業の変更等協議）

第7 助成金の交付決定を受けた者が助成金交付決定後、自転車駐車場建設
工事の設計変更等により、工事内容を変更する場合、または、工事を中
止し、並びに廃止しようとするときは、区長に協議しなければならない。

（実績報告）

第8 助成金の交付決定を受けた者は、助成事業が完了したときは、速やか
に民営自転車駐車場助成事業報告書（第4号様式、以下「実績報告書」
という。）を区長に提出しなければならない。

（助成金の交付確定）

第9 区長は、実績報告に基づき、助成金を交付することが適当と認められ
るときは、交付すべき助成額を確定し、民営自転車駐車場助成金確定通
知書（第5号様式）により、助成金の交付決定を受けた者に通知する。

（助成金の請求及び交付）

第10 前条の規定による通知を受けた者は、民営自転車駐車場助成金交付請
求書（第6号様式）を区長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

（交付決定の取消及び返還）

第11 区長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当したときは、
助成金の一部又は、全部を取り消し、すでに交付した助成金を返還させ
ることができる。

- （1）条例若しくはこの要綱に違反したとき。
- （2）偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- （3）助成金を交付目的以外の用途に使用したとき。
- （4）前各号のほか、区長の付した条件に従わなかったとき。

(立入検査)

第12 区長は、この要綱の規定を施行するため必要な限度において、助成金の交付決定を受けた者から報告を求め、または、職員をして自転車駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

(委任)

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月10日から施行する。

別 表（第4関係）

種 別	助 成 額 の 算 出 方 法
建設費助成	<p>助成の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、次に掲げる経費（用地取得費、補償費及び事務費を除く。）とする。交付対象経費に対する助成額は、当該経費の3分の1以内とし、10万円未満は切捨て、500万円を限度とする。</p> <p>交付対象経費</p> <p>(1) 敷地造成、整地及び舗装の工事費</p> <p>(2) 自転車駐車場上屋建設費</p> <p>(3) 棚、照明施設、サイクルラック、排水施設、案内板、植栽等の附属施設費。</p> <p>(4) その他区長が必要と認める経費</p> <p>算式</p> <p>(交付対象経費の合計) × 1 / 3 = 助成金の額</p> <p>(10万円未満切捨て、500万円を限度)</p>
運営費助成	<p>次の各号に掲げる合計額を3年間に限って助成するものとし、単年度1万円未満は切捨て、500万円を限度とする。</p> <p>(1) 当該自転車駐車場に係る固定資産税及び都市計画税の合計額の2分の1の額。</p> <p>(2) 自転車の年間駐車実績台数に12分の1を乗じて得た台数または収容台数のどちらか低い方の台数に単価3,000円を乗じて得た額。</p>